



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 千 葉 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 佐 久 間 英 利  
(コード番号 8331 東証第一部)  
問 合 せ 先 責 任 者 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 池 田 知 行  
(TEL 043-245-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

株式会社千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 25 年 6 月 27 日開催の第 107 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も適切な人材を広く招聘することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款に、変更案第 25 条（社外取締役との責任限定契約）及び変更案第 35 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、規定を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第25条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第25条～第33条</p> <p>(省略)</p>	<p>第26条～第34条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第35条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第34条～第39条</p> <p>(省略)</p>	<p>第36条～第41条</p> <p>(現行どおり)</p>